

連載：第7回

監督官庁等対応の戦略論



東京青山・青木・狛法律事務所 弁護士・法学博士
(バーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所外国法共同事業)

井上 朗

1. 総論

『企業不祥事』が発生した場合には、監督官庁等に報告し、指導を仰がなければならない場合が少なくありません。

監督官庁等は、捜査機関のように強大な捜査権を持っているわけではありませんが、行政命令を発令できる権限を有していますし、以後のビジネスを円滑に進めるためにも、無視してよい存在ではありません。

それでは、監督官庁等に対する対応としてどのような戦略を立てれば良いのでしょうか。

監督官庁等に対する対応作業で中核を占めるのが、監督官庁等に対する報告の実施です。報告内容は行政命令や行政指導発令の基礎を構成しますから、その内容が重要であることは言うまでもありません。また、報告はタイムリーマナーで実施する必要があります。そこで、いかにすれば、必要な内容の整った報告をタイムリーマナーで実施できるかが、監督官庁等に対する対応の戦略論の中核を占めます。

以下、連載第7回では、監督官庁等に対する報告を、必要な内容を整えた上で、タイムリーマナーで実施するための方法論を中心に解説を加えます。

2. 形式の重要性

『企業不祥事』の発生を監督官庁等に報告するのは、決して楽しい経験ではありません。

しかしながら、『企業不祥事』の類型によっては、監督官庁等への報告が義務付けられているものもあります。義務があるのに報告を怠ると罰則の対象になる場合もあります。仮に罰則の対象にならない場合にも、報告を怠ることで、監督官庁等から非難されたり、マスコミからの攻撃材料に使われてしまうこともあります。マスコミからの攻撃が開始されると、監督官庁等の側でも、行政指導により追い討ちをかけることになります。報告の必要がある場合には、すべからず報告を実施する必要があります。監督官庁等に対する報告は避けて通れないと認識しておく必要があります。

報告の必要がある場合には、当該報告は形式に則ったものでないといけません。監督官庁等に対する報告において、形式は極めて重要なのです。形式が異なることにより、報告を再提出しなければならない事態は避けなければなりません。連載を通じて解説してきたとおり、『企業不祥事』発生時にはすべての対応に迅速さが要求されます。仔細な形式の差異により監督官庁等に対する報告を再提出しなければならず、報告書が往復してしまう事態はこれを避けなければなりません。

監督官庁等や役所では、形式は極めて重要なのです。この厳然たる事実を認識する必要があります。

形式の差異により『企業不祥事』発生直後の貴重な時間を浪費する事態を避けるためには、平時におけるリスクマネジメントの一環として、書式や提出期限について、事前にウェブサイトなどで

確認をしておくことが有益です。監督官庁等に対する報告の具体例としては、例えば医薬品や医療器具の不具合などで医療事故が発生した場合などは厚生労働省や都道府県に、電気用品で事故が発生した場合は経済産業省に、運送業者などが一定の自動車事故にあった場合には国土交通省に、それぞれ事故報告書の提出が義務付けられていることが挙げられます。企業が上場企業の場合には、経営に重大な影響を及ぼす事実については東京証券取引所等の適時開示規則に従って開示すべき場合があります。『企業不祥事』は、一般に、上場企業の経営に影響を与え、投資家の投資判断に影響を与えかねない場合が少なくないと思われ、それゆえ、適時開示規則に従って、情報開示する必要がある場合が多いと考えられます。自社のビジネスの形態に照らして、予想される事故や不祥事と、このような事故と不祥事に対応した報告書のフォーマット（様式）、提出先、提出期限などを事前に把握しておくことが、形式の差異による時間の浪費を防ぐ上で有益です。

3. 報告内容について

監督官庁等に対する報告内容は、定型的な書式で予め定められている場合が少なくありませんが、典型的には、以下の内容を含むものです。

①『企業不祥事』の詳細な事実関係

例えば、エスカレーターの利用者がエスカレーターのプレートで足の指を負傷する事故が発生した場合には、事故発生日時、事故が発生した場所、エスカレーターの設置場所、エスカレーターの型式、被害者の年齢・性別、負傷部位、負傷の態様の詳細（裂傷か打撲かなど）、負傷の程度、負傷後にどのような治療がなされたのか、治療は完了したか否か等の情報が必要です。

②『企業不祥事』発生に至る事実経緯

前述のエスカレーターの例で言えば、エスカレーターの設置年月日、エスカレーターの製造メーカー、エスカレーターが設置された経緯、エスカレーターのメンテナンス担当者、法定定期点検の実施時期、メンテナンス契約に基づくメンテナンスの実施時期、謝罪、被害者への見舞い、過去に

同種事例が発生したか否か等の情報が必要です。

③『企業不祥事』の原因

前述のエスカレーターの例で言えば、なぜ、エスカレーターのプレートで利用者が足の指を負傷したのか、その原因についての情報が必要です。

④再発防止策

前述のエスカレーターの例で言えば、今後、同種の事故の再発を防ぐためには、どうすればよいのか、例えば、エスカレーターのプレートの形状を改良するといった再発防止策についての情報が必要です。

監督官庁等に対する報告について、内容面に関連した再度の報告を求められる事態の多くが、上記に掲げた4種類の情報のいずれかが不十分である場合です。『企業不祥事』発生後に各部署から集まってくる情報を繋ぎ合わせて、4種類に関する情報をできるだけ迅速に完備する必要があります。

上記の4種類の情報は、マスコミ対応でも、捜査機関に対する対応でも提供が求められる情報です。監督官庁等に対して提供する情報と、マスコミや捜査機関に対して提供する情報との間で齟齬があってはならないことは言うまでもありません。

齟齬を発生させないようにするためには、ポジショニングペーパーを作成し、当該ポジショニングペーパーを会社の公式見解として、関係者各位が共有する必要があります。例えば、被害者の数を数名と表現するのか、5名程度と表現するのか、経営陣が知ったのは、先週と表現するのか、6日前と表現するのかは、監督官庁等にとっても、マスコミにとっても受け取り方は微妙に異なるものです。危機管理に携わる関係者間で、4種類の情報についての漠然とした共通認識があったとしても、いざ表現するとなると微妙に表現に差異が発生するものです。表現に差異が発生すると、監督官庁等に不信感を抱かせることとなります。その結果、監督官庁等において、行政命令や指導を発令するという方向にその方針を傾かせてしまうのです。

監督官庁等に対して報告する情報については、迅速性も必要です。報告が遅れば遅れるほど、監督官庁等の心証が悪化し、報告書の往復による

■ 企業不祥事を好機に変える4つの条件 ■

時間の浪費を招きやすくなります。ポジショングーパーに基づき、形式も準拠した上で、統一した事実を迅速に報告書に記載して提出するのがあるべき対応といえます。

4. 監督官庁等の傾向

監督官庁等をはじめとする行政機関の行政権の発動傾向は、より、消費者保護に傾いてきているといえます。

なぜ、監督官庁等に対する対応を戦略の一環に組み込む必要があるのか、なぜ、報告に神経を配らなければならないのかという問いに対する回答が、この行政権の発動傾向の変化という点です。監督官庁等に対する報告や報告後の折衝の際には、このような行政権の発動傾向の変化を考慮に入れる必要があります。

ターニングポイントになったのが、連載第1回でも触れました、『雪印乳業集団食中毒事件』です。2000年6月27日、大阪で、雪印乳業の低脂肪乳を飲んだ人々が次々に食中毒にかかるという事件が発生しました。以後、患者は激増を続け、ついには患者数1万3,000人を超す大事件に発展しました。当該事件では、2000年7月1日、雪印乳業社長が記者会見を開催したのですが、記者会見終了後、同社長は、エレベーター付近で記者団にもみくちゃにされながら、記者に対して、「君ねえ、そんなこと言たってねえ、私は寝てないんだ」と発言してしまったのです。杜撰な衛生管理体制や被害者数の多さという事案自体の悪質性もさることながら、当該発言により、雪印乳業に対する批判は爆発的に高まり、同事件に関する大々的な報道が連日なされるようになったのです。その一方で、本件では、保健所に「食中毒のような症状発生」という連絡が寄せられていながら、当該保健所では「夏風邪の可能性」を疑っていたため、調査を開始せずに事態を放置し、大惨事を招いてしまったことにも厳しい批判が向けられるようになりました。例えば、2000年7月8日には、「初動が遅れた行政」という見出しで、行政機関自体を厳しく批判する新聞記事が掲載されました。『雪印乳業集団食中毒事件』で厳しい批判にさらされた苦い経

験から、行政機関も、より消費者保護の方向に方向性を定めたといわれています。

このような行政機関の傾向を示すのが、やはり連載第1回で触れた東横イン不正改造事件です。違法改造が明らかになってから10日ほど過ぎた2006年2月6日、国土交通省は、同系列のビジネスホテルが置かれている39の都道府県に対して、そのうちすべてのホテルについてハートビル法、建築基準法、条例などの違反がないかを立入検査等の方法により調査し、違法改造を確認した場合には、刑事告発するよう、異例の要請をしたのです。国の官庁が都道府県に対して刑事告発を促すという対応は極めて異例であり、行政機関がより消費者保護という方向に傾いていることを示すものといえます。また、この問題を調査していた東京法務局は、「身体障害者などの移動や利用の自由と安全を脅かし、身体障害者などが社会を構成する一員として社会活動に参加する利益を侵害したもの」として人権侵犯と認め、違法状態にある施設の速やかな改善と、社員に対して関係法令の周知徹底を図るよう異例の勧告を行っています。なお、その後、東横イン側が自主的な改善を迅速に進めたこともあり、刑事告発が実際になされることはありませんでした。しかし、東京都は、東横インの関連会社である東横イン開発に対して、一級建築士事務所の登録を取り消すという行政処分を下しています。行政機関のこういった一連の厳しい対応を批判する論調が、世間一般やマスコミからもほとんど聞かれないことにも注意を払うべきといえます。行政機関の対応方針が、消費者保護の方向であり、かつ、世間一般やマスコミもこういった行政権の発動傾向の変化を支持しているためです。

5. まとめ

以上、連載第7回では、『企業不祥事』を好機に変えるための戦略論の各論の重要な一部である『企業不祥事』発生後の監督官庁等対応の戦略論について解説致しました。連載第8回では、捜査機関等対応の戦略論についてさらに解説したいと思います。